

# 令和8年10月から住宅宿泊事業(民泊)への対策を強化します

## (1) 東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の改正

施行日は令和8年10月1日

期間の制限

条例違反者に対する  
行政処分等の新設

違反者公表の  
対象拡大

## (2) 監督体制の強化

令和8年10月以降、順次実施

苦情電話受付窓口  
(コールセンター) の開設

民泊施設の管理者常駐確認  
等の現地調査

# (1) 条例改正 ①期間の制限

## 改正条例第17条（住宅宿泊事業の実施の制限）

※既存施設は適用対象外

令和8年10月1日以降の届出住宅は、**家主居住型・不在型ともに平日の営業が完全に制限**されます。

届出日	営業形態	営業日	
		月曜日～金曜日	土曜日、日曜日 祝日、年末年始
令和8年 9月30日以前	家主居住型	○	○
	家主不在型	△ ※管理者が常駐しない場合は×	○
令和8年 10月1日以降	家主居住型	×	○
	家主不在型	×	○

# (1) 条例改正 ②条例違反者に対する行政処分等の新設

## 改正条例第19条（指導及び勧告）

※既存施設も適用対象

（条文抜粋）

区長は、住宅宿泊事業（住宅宿泊管理業）の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者（住宅宿泊管理業者）に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

## 改正条例第20条（業務改善命令）

※既存施設も適用対象

（条文抜粋）

区長は、第19条の指導及び勧告を受けた者が当該指導及び勧告に従わないときは、その者に対し、相当の期間を定めて、第19条の措置をとるべきことを命ずることができる。

# (1) 条例改正 ③違反者公表の対象拡大

## 改正条例第21条（違反者の公表）

※既存施設も適用対象

### 【改正前の違反者公表の対象】

- 住宅宿泊事業法第15条の業務改善命令に従わなかった事業者

### 【改正後の違反者公表の対象】

- 法第15条の業務改善命令に従わない者（事業者）
- 法第41条第2項の業務改善命令に従わない者（管理業者）
- 改正条例第20条の業務改善命令に従わない者（事業者又は管理業者）
- 法第16条第1項の業務停止命令を受けた者（事業者）
- 法第16条第2項の業務廃止命令を受けた者（事業者）

## (2) 監督体制の強化 ①苦情電話受付窓口（コールセンター）

### 受付内容

- 民泊の届出住宅に関する苦情
- 無届・無許可の営業疑い施設に関する苦情

### 受付時間

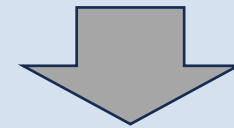
- 月曜日～金曜日 8時30分～17時
- ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

## (2) 監督体制の強化 ②民泊施設等の現地調査

### 民泊施設（届出住宅）に対する調査

- 施設周辺の状況確認
- 標識の掲示状況確認
- 管理者の常駐確認
- 緊急連絡先の稼働状況確認
- 30分以内の現地駆け付け対応確認
- 宿泊予約Webサイトの監視

全ての届出住宅に対して、  
年1回以上の現地調査を実施



違反事実を確認した場合は、法律と  
条例に基づき、指導・勧告を行い、従  
わないときは行政処分を行います。

無届・無許可の営業疑い施設についても、現地調査により実態を把握し、営業者に対して行政指導・処分を行います。

# 法令違反に対する行政指導・行政処分対象の一例

## 法律

- 第3条第4項 変更届出の提出義務違反、又は虚偽の届出
- 第8条第1項 宿泊者名簿の備付け義務違反
- 第13条 標識の掲示義務違反
- 第14条 定期報告の提出義務違反、又は虚偽の報告

## 区条例

- 第13条 苦情及び問合せへの対応等違反  
(⇒緊急連絡先の不通、30分以内の現地駆け付け対応違反)
- 第17条 管理者の常駐義務違反 (平日の営業可能施設)
- 第17条 平日の営業制限違反 (土日祝日のみ営業可能施設)

現地調査等により違反事実を確認した場合は、法律と条例に基づき、**指導・勧告**を行い、**従わないときは行政処分**を行います。